

第 1 0 3 号議案

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 2 4 年豊川市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第 3 条 布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）をいう。以下同じ。）において、<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>_____を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （2） 大学において、<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>_____を修めて卒業した後、<u>4 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2 年以上水道に関する技術</u>	（布設工事監督者の資格） 第 3 条 布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）をいう。以下同じ。）の<u>土木工学科</u>_____又はこれに相当する課程<u>において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道</u>_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____ （2） 大学の<u>土木工学科又はこれ</u>_____に相当する課程<u>において、前号に規定する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道</u>_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校(以下「短大等」という。)において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短大等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(以下「高校等」という。)において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 第1号又は第2号の卒業者

_____であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校(以下「短大等」という。)において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後_____)、5年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(以下「高校等」という。)において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(5) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学科目を修めて卒業した者にあっては

2年以上、第2号の卒業者

にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に

1年以上、第1号に規定する学科目以外の学科目を修めて卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目又は課程を同表中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学科目又は課程	学校	年数
土木工学科又はこれに相当する課程における第1号に規定する学科目	大学	2
土木工学科又はこれに相当する課程における第1号に規定する学科目以外の学科目	大学	3
土木科又はこれに相当する課程	短大等	5
	高校等	7

(7) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第４条 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

（１） 大学、短大等又は高校等において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号及び第３号において同じ。）、大学を卒業した者にあっては３年以上、短大等を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号から第４号までにおいて同じ。）にあっては５年以上、高校等を卒業した者にあっては７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（２） 大学、短大等又は高校等において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後

、大学を卒業した者にあっては４年以上、短大等を卒業した者

にあっては６年以上、高校等を卒業した者にあっては８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（３） 大学、短大等又は高校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後

、大学を卒業した者にあっては５年以上、短大等を卒業した者

にあっては７年以上、高校等を卒業した者にあっては９年以上水道に関する技術上の実

（水道技術管理者の資格）

第４条 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

（１） 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

（２） 大学、短大等又は高校等において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者にあっては４年以上、短大等を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）にあっては６年以上、高校等を卒業した者にあっては８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（３） 大学、短大等又は高校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者にあっては５年以上、短大等を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）にあっては７年以上、高校等を卒業した者にあっては９年以上水道に関する技術上の実

務に従事した経験を有する者

- (4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

務に従事した経験を有する者

- (4) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目を同表中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学科目	学校	年数
<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>	大学	4
	短大等	6
	高校等	8
<u>工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>	大学	5
	短大等	7
	高校等	9

(5)・(6) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正を踏まえ、豊川市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和する必要があるからである。